

日本スポーツ精神医学会 優秀論文賞・奨励賞規定

第 1 条 名称

日本スポーツ精神医学会「優秀論文賞」および「奨励賞」と称する。

第 2 条 目的

優秀論文賞は、スポーツ精神医学に関わる会員が高い質の研究をおこなったことを表彰し、この分野の発展に寄与することを目的とする。

奨励賞は、日本スポーツ精神医学雑誌に投稿された各年度の原著論文の中から優れた内容を有し今後の発展につながるものを選んで授与し、執筆者に今後の継続及び努力を促すことを目的とする。

第 3 条 対象者

両賞の選考は、次の条件を満たす者を対象とする。

- (1) 本学会の会員であること。
- (2) 奨励賞に関しては、過去に該当賞の受賞経験がないこと。

第 4 条 選考方法

両賞は、以下の過程を経て選考する。

・優秀論文賞

(1) 毎年、学会ホームページ及びメーリングリストにて公募を行い、応募のあった論文から選考する。対象は査読付きで英文の相応の権威ある雑誌に掲載された論文とする。

(2) 受賞は最大 1 名とし、当該年度に優秀論文賞にふさわしい論文なしと判断された場合は、優秀論文賞該当なしとする。

(3) 選考委員は編集委員長、研究推進委員長及び理事から選出された 1 名の合計 3 名とし、3 名の評価の総合で候補者を選考する。

(4) 編集委員長は、優秀論文賞の選考結果について、理事会に報告して承認を得る。

なお、受賞者には、次年度学術集会において賞状および副賞を授与する。

副賞は 50,000 円とする。

・奨励賞

(1) 「スポーツ精神医学」に投稿された、号ごとの応募論文を候補とし、その中から毎年 1 論文を選考する。

(2) 選出方法は、年度末に編集委員全員の投票により 1 論文を選考する。

(3) 編集委員長は、優秀論文賞の選考結果について、理事会に報告して承認を得る。

なお、受賞者には、次年度学術集会において賞状および副賞を授与する。

副賞は 30,000 円とする。

第 5 条 会計

本賞選考にかかわる費用については、一般会計から拠出する。

第 6 条 公開

授賞論文の題目及び著者は、総会、会報またはホームページにおいて公表する。

第 7 条 改廃

この規定の改廃は、理事会の議を経なければならない。